

業 務 連 絡
令和3年11月18日

会 員 各 位

公益社団法人 新潟県トラック協会

日常点検表への「冬用タイヤの確認」追加について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、交通事故防止に向けた諸対策の推進に対し、格別のご高配を賜っており厚くお礼申し上げます。

さて、昨年末の大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことにより大量の車両が路上に滞留する事案が発生しました。

この事案を受け、国土交通省では、令和3年1月26日付けで関係通達（「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について）を発出しておりますが、概要としては、別添「冬用タイヤの安全性を確認することをルール化しました。」のとおり、今後、雪道を走行する場合には、溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないか確認する必要があります。

つきましては、現在、当協会で販売しております【商品コード111】「日常点検表(1ヶ月用)」と・【商品コード112】「日常点検表(1ヶ月用)(トレーラ用)」に「(冬用タイヤのみ) プラットホームの露出がないこと」等の項目を追加いたしました。

今後、雪道を走行する場合には、日常点検表に従って冬用タイヤの溝の確認をして頂きたいと思っております。

なお、これまで販売しておりました日常点検表が在庫に残っておられる事業者は、余白部分に冬用のタイヤの溝等と手書きやスタンプなどで追加のうえ使用されて頂いても結構です。雪道を走行しない場合は、必要はありません。

このトピックス欄より様式をダウンロード出来るようになっておりますので、是非ご活用ください。

上記の確認に関しては、各事業者毎に整備管理規定等や日常点検表に点検規定や点検項目等の追加を合わせてお願い申し上げます。

敬具

令和3年1月26日
自動車局整備課
自動車局安全政策課

冬用タイヤの安全性を確認することをルール化しました

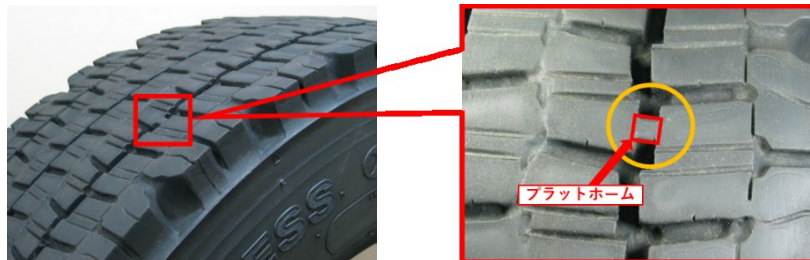
～ 雪道では、使用限度を超えた冬用タイヤの使用は厳禁です ～

昨年末以降の大雪により、関越道や北陸道において多くの大型車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、バス・トラック運送事業者は、雪道において適正な冬用タイヤを使用していることを確認しなければならないこととしました。

1. 改正の概要

- 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正
 - 整備管理者は、雪道を走行する自動車のタイヤについて、溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度※よりもすり減っていないことを確認しなければなりません。
 - 運行管理者は、雪道を走行する自動車について、点呼の際に上記事項が確認されていることを確認しなければなりません。
- 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正
 - 乗合バス・貸切バスについて、上記（1）と同様の改正を行います。

※国内メーカー等の冬用タイヤでは、使用限度の目安として、溝の深さが新品時の50%まですり減った際にプラットホームが溝部分の表面に現れます。



2. スケジュール

公布：令和3年1月26日（本日）
施行：公布の日

<問い合わせ先>

【点検整備について】

自動車局 整備課 児島、川崎
代表：03-5253-8599（直通）、FAX：03-5253-1639

【運行管理について】

自動車局 安全政策課 谷倉
代表：03-5253-8565（直通）、FAX：03-5253-1636